

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーグー石巻店
石巻市南中里一丁目10番地5号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社デンコードー 代表取締役 井上 元延
仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 歩行者の通行の利便の確保等について、車両と歩行者が交差する出入口付近等には、警備員や誘導員を配置し、交通安全の確保に万全の措置を講じられたい。
 - (2) 騒音について、閉店後の駐車場内に来客が長時間滞在し、騒音が発生しないよう駐車場を速やかに閉鎖されたい。
 - (3) 騒音について、駐車場内の自動車走行を10km/hで徐行させるため、及びアイドリングを防止させるために看板等を設置するなど届出書に記載した対策を遵守することにより、騒音の防止に努められたい。また、搬出入業者等に対しては、荷さばき作業等により騒音が発生しないよう指導するなど適切な措置を講じられたい。
 - (4) 騒音・振動について、付帯設備及び付帯施設等の維持管理に十分留意され、特に南側の幼稚園など周辺的生活環境の保持に努められたい。
 - (5) 騒音について、圧縮機や送風機については騒音規制法、冷却塔については宮城県公害防止条例に基づく届出が必要なことがあるので、関係法令を遵守されたい。
 - (6) 防犯について、夜間に敷地内に死角を作らないよう、照明灯の設置等については、十分考慮されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 6 縦覧期間
平成19年12月26日から平成20年1月28日まで（ただし、閉庁日を除く。）